

第4回



無料

# 相続登記等相談会

高松法務局 観音寺支局（観音寺市坂本町）

において三者合同で開催します！

相続登記の義務化について知りたい。

法務局

- ・遺産の分割について聞きたい。
  - ・相続登記の手続について知りたい。
- など

司法書士会

土地家屋  
調査士会

相続に備えて

- ・土地の境界をはっきりしておきたい。
  - ・土地を分割したい。
  - ・未登記の建物を登記したい。
- など

ご存じですか？ 令和6年4月1日から  
**相続登記が義務化されます**

詳しくは高松法務局ホームページまで→



## 相続登記等相談会

日時

令和6年1月23日（火）  
午後1時から午後4時まで  
（秘密厳守・相談時間は30分です）

場所

高松法務局 観音寺支局  
1階会議室  
観音寺市坂本町5丁目19-11

◆◆相談は予約制です。下記までご連絡ください。◆◆

【相談予約先】高松法務局 民事行政調査官室（担当：松浦、小林）

連絡先：087-821-6342（平日9:00-17:00）

主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会